



令和4年度 糸満市商工会講習会

全ての事業者の皆様へ

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

参加
無料

インボイス対応セミナー

インボイス制度とは「適格請求書保存方式」のことをいいます。所定の記載要件を満たした請求書などが「適格請求書（インボイス）」です。インボイスの発行または保存により、消費税の仕入額控除を受けることが可能です。

インボイス制度は売り手側、買い手側双方に適用され、売り手側は取引相手（買い手）から求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。買い手側は、原則として取引相手（売り手）から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。導入するか選択できますが、しない場合は自社の取引にどのような影響があるかあらかじめ考える必要があります。今回はインボイス制度で何がかわるのか、何を準備するのか分かりやすく説明致します。



日時

令和4年9月14日(水)、15日(木)

14:00～17:00 ※両日同じ内容になります。

会場

糸満市商工会館(※定員各30名) 定員に達し次第受付を終了します。

講師



かおる税理士事務所
沖縄県商工会連合会税務スーパーバイザー
税理士 岩崎 薫

★ZoomによるWeb配信も行います。オンラインでご参加希望の方には、ミーティングURL等の招待をメールで送付します。 ※オンライン参加者の質疑応答は出来かねます。ご了承ください。

お申込書

事業者名	参加者氏名	参加形式について ○をお付けください	電話番号および メールアドレス
		会場 ・ オンライン	

受講希望の方は、申込書を記入の上FAXまたはメールにてお申し込みください。

FAX:992-3544 Mail:itoman@itoman.or.jp (糸満市商工会 宛)

【コロナウイルス感染症対策:参加される方へお願い】

- ・風邪・咳・発熱等のある方、体調の悪い方は、ご参加をご遠慮ください。
- ・会場入り口または受付での手指消毒を実施させていただきます。なお、会場ではマスクを常時ご着用ください。

お問い合わせ先は TEL : 098-992-2816